

○浅麓環境施設組合訓令で定める様式における押印の省略
に関する規程

令和3年12月7日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続等の簡素化を推進することにより、住民、事業者等の負担を軽減して利便性の向上を図るため、浅麓環境施設組合訓令で定める申請書、届出書その他の様式（以下「様式」という。）への押印に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 浅麓環境施設組合訓令で定める様式（法令その他国、他の地方公共団体等の定めるところにより押印が義務付けられているものを除く。）のうち、組合長が別に定めるものについては、当該訓令の規定にかかわらず、押印を省略できるものとする。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。